

# 社会福祉法人 恵 生 会

## 基本理念

### 「人と人」

ご利用者様とご家族様、ご利用者様と職員、ご家族様と職員、職員と職員、  
互いを理解し、尊重し、支え合い、ともに過ごす。  
人と人が出会い、人も人と互いを理解し支え合い、人に人が集まり笑顔に笑顔が集まる。  
人と人 ともに。

## 基本方針

この施設を利用される皆様に、心地良く過ごしていただけるように、  
この施設を利用される皆様に、安心して生活していただけるように、  
この施設を利用される皆様に、その人らしく生活していただけるように、  
ご利用者・ご家族の気持ちを大切に、ご利用者の生活を考えます。  
この法人で働く職員は、常に笑顔で、お互いを尊重しあい、共に仕事にあたります。

## 平成31年度事業計画

今年10月に消費税が10%に引き上げられる予定ですが、それに伴う介護報酬の改定については大きな増額は見込まれない状況です。厳しい運営状況が続きますが、委託会社等との契約内容や介護用品費用・事務経費等を精査し、安定した運営が行えるよう努めます。

事業所運営では、慢性的な介護・看護職員の不足が継続しており、人員確保でも厳しい状況が続いています。効率的な働き方を実現し、生産性を向上させ、介護・看護職員の業務負担を軽減するためにも、ご入所者のケアと間接業務とを仕分けし、地域の元気高齢者、障害者等の活動の場を創出する等の取り組みを検討していきます。  
また、支障なく安定した事業運営ができるように、そして、働く職員も勤労意欲を下げることなく継続してもらえるように、外国人雇用の検討も含め引き続き人員確保に努めます。

地域貢献については、前年度同様、垂水区社会福祉法人連絡協議会「ほっとかへんネットたるみ」の取り組みに積極的に参画し、区内の高齢・児童・障害等の各福祉事業関係者と連携を深め、更なる地域貢献を継続的に実践していきます。  
また、地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）を中心に、地域に出向き地域住民へ介護予防や権利擁護に関する啓発を行うとともに、認知症の人にやさしいまちづくりに貢献していきます。

本体特養及びグループホームの建物・設備について、建築から20年以上が経過し修繕が必要と思われる箇所が増えてきています。予算等を勘案し、優先順位を付け適切に実施するよう検討していきます。

近年連続して発生している風水害、地震等の災害時の対応について、改めて見直しを行うとともに、非常時の福祉避難所としての対応についても確認、検討を行います。ご入居者・ご利用者に安全に安心して過ごしていただけるよう、職員にも災害時の対応を周知するとともに、定期的に研修を実施していきます。

今年度もよりよいケア委員会を中心に定期的に法人内研修を実施するとともに、各事業所でも必要な研修を実施します。また、外部研修参加を奨励し、参加者には法人内研修で研修講師を務めてもらうなどし、職員の資質の向上、サービスの向上に繋がります。高齢者虐待防止、身体拘束廃止については、定期的に研修を実施し、ご入居者・ご利用者の尊厳を尊重するという当たり前のことを日頃から職員に意識づけ、不適切ケアの延長線上に高齢者虐待が存在することを認識し、虐待防止を徹底していきます。

情報の公開については、前年度再新したホームページの内容をより充実し、情報発信及び情報公開に努めます。法人機関紙「ももだより」についても継続して年2回発行します。

今年度も、地域の高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域の高齢者福祉の拠点として、より良い法人・施設づくりに努めます。

## 【特別養護老人ホーム 桃山台ホーム】

## 【桃山台ホームショートステイサービス】

### <介護職員>

#### 1 基本方針

##### 2階

- ・ 認知症の進行や、体調の変化を早期に読み取れるよう、日々のケアの中で小さな事でも記録にし、職員間で情報共有し、看護師や嘱託医（又は専門医）と連携し、ご入居者個人がその人らしく穏やかに生活出来るよう努めていく。

##### 3階

- ・ ご入居者本位での視点に立ち、自分ならどうされたいかを常に考え、行動する。
- ・ ご入居者のADL状況、体調変化に早期に気づき、何が重要なのか判断し、ケアの方向性を決めていく。
- ・ 自主性を持った行動を継続して行い、情報の共有が行えるよう周囲との連携を意識した取り組みを行う。問題解決に向け全員で意見交換が出来るよう努める。

#### 2 介護計画

- ・ その人らしさを大切にし、個々のニーズやそれぞれの思いに添ったプラン作りを行い、ご入居者にとって安心できる日々が継続できるように努める。
- ・ プラン内容を職員間で共有し、全職員が統一したケアを実施、個々の職員でケアの必要性を考え、よりよいケアの向上が図れるようにする。
- ・ ショートステイご利用の方にも、連続性のあるプランを作成し、職員間のケアの統一、ご家族との情報共有に努める。

#### 3 主な年間行事

4月	春ののど自慢大会	8月	夏祭り 花火	12月	クリスマス会
5月	和みの会	9月	敬老会	1月	新春カラオケ大会
6月	和みの会	10月	運動会	2月	節分
7月	七夕	11月	和みの会	3月	ひな祭り

#### 4 クラブ活動

- ・ 華道
- ・ 書道／かきかた
- ・ カラオケ

#### 5 レクリエーション

- ・ 音楽療法
- ・ 気功
- ・ 喫茶
- ・ 和みの会
- 他

#### 6 職員の技術・資質の向上について

- ・ 介護職員としての自己評価を実施し、個々の見直す機会とする。又、リーダーとの反省会も継続して行い、同じ内容が続くことのないよう、少しでも向上していけるよう努める。
- ・ 昨年度新しく作ったハット報告書を活用し、気づきの機会としていく。
- ・ 部署内で計画的に研修を行っていき、職員間で各項目についての学習をし、報告し

ていく。

- 4月 認知症について
- 5月 倫理・プライバシー・権利擁護について
- 6月 身体拘束・高齢者虐待について
- 7月 事故対策について
- 8月 ケアプランについて
- 9月 認知症について
- 10月 褥瘡予防について
- 11月 事故対策について
- 12月 ターミナルケアについて
- 1月 口腔ケアについて
- 2月 感染症について
- 3月 災害時の対応、消防設備・その他機器の取り扱いについて

#### 7 マニュアルについて

職員間でケアが統一できるようにマニュアルを整備する。

現状に即した内容であるよう、職員自身で見直し、必要部分を変更していく。

(年に1度9月見直し)

## 【サテライト特養 ももやまだい】

### <介護職員>

#### 1 基本方針

##### A（やまもも）ユニット

- ・ ご入居者、ご家族の望む暮らしを実現できるよう日々のコミュニケーションを大切にし、信頼関係を深め、居心地良く安心して過ごせるユニットを目指す。
- ・ 職員間の報告・連絡・相談をしっかりと行い、統一したケアの提供を目指し、職員一人一人が日々の自身の介護姿勢に向き合い、振り返りを行っていく。

##### B（つつじ）ユニット

- ・ ご入居者がより自立した生活が可能になるよう、日々の観察を行い、ケアの検討・実践・振り返りを行う。
- ・ 職員は、個々が常に高い意識を持ち、より良いサービスが提供できるよう、介護技術・知識の情報収集・共有に努める。

##### C（さくら）ユニット

- ・ ご入居者の生活がその人らしく希望に沿った内容になる為に、ご本人を中心としてご家族・他職種と連携し、リスク管理を行いながらより良いケアの実現を目指す。又、そのケアの内容や、ユニットの方向性が統一されたものになるよう、職員は報告・連絡・相談をしっかりと行い、情報の共有に努める。
- ・ ご入居者一人一人の心身の状態の変化に早期発見・対応できるように、職員は介護技術・知識の向上の為、情報収集に努める。

#### 2 介護計画

- ・ ご入居者一人一人の心身の状態を把握し、生活する上での課題が明確で具体的なプランを考える。又、ご入居者・ご家族の希望を取り入れ、その人らしい生活が送れるようなプラン・分かりやすいプランを作成するよう努める。
- ・ 定期的にモニタリングを行う事で新たな課題の発生や、計画通りにケアが行われているか、又、ケア自体の修正等を行い、より充実した生活が送れるようにプランの見直しを行う。

#### 3 主な年間行事

4月 花見	8月 夏祭り	12月 クリスマス・ミナリエ
5月 遠足	9月 敬老会	1月 初詣
6月 遠足	10月 遠足	2月 節分
7月 七夕	11月 遠足	3月 ひな祭り

#### 4 クラブ活動／レクリエーション

- ・ 音楽療法 ・ 琴 ・ おやつ作り ・ 華道 ・ カラオケ
- ・ 風見鶏(音楽ボランティア) ・ 茶道 ・ 外出(喫茶・誕生日) 等

#### 5 職員の技術・資質の向上について

- ・ 各ユニットで月に1回会議を行い（2階は AB ユニット合同）、ユニット内での課

題について検討する場を持つ。

- ・ 自己評価を継続して行い、評価を元に各々見つめ直す機会を設ける。
- ・ 不適切ケアについての見直しを引き続き行う。自分の言動について考え、他者の意見を聞く機会をもつ。
- ・ 計画的に研修を行い、職員間で各項目についての学習をし、会議の場で報告をしていく。

5月 倫理・プライバシー・権利擁護について

6月 事故予防について

7月 身体拘束・高齢者虐待について

8月 認知症について

9月 口腔ケアについて

10月 ターミナルケアについて

11月 褥瘡予防について

1月 感染症について

2月 事故予防について

3月 災害時の対応、消防設備・その他機器の取り扱いについて  
ケアプランについて

## 6 マニュアルについて

職員間でのケアの統一ができるよう、24時間シートを作成し、随時見直しを行う。  
マニュアルについては、現状に即した内容であるよう見直し、必要部分を変更していく。(年に1度9月見直し)

## 7 地域との交流・その他

- ・ 運営推進会議を隔月に開催。活動状況を報告し、出席者からの意見を聞くと共に、地域住民との連携、協力が得られるよう努める。
- ・ 地域行事への参加、買い物、散歩等、地域へ外出する機会を持ち、地域との交流の場を多く持つよう努める。

## 【医 務 室】

### 1 基本方針

- ・ 安心して過ごしていただけるよう安全で安楽な看護を提供する。
- ・ 人権を尊重し、その人らしい生活が送れるように支援する。
- ・ 安定した状態が維持できるよう健康管理を行う。
- ・ 感染予防に努める。
- ・ 改善意識と目的意識を持ち良質な看護を提供する。
- ・ 働きやすい職場環境作りを行う。

### 2 具体的内容

- ・ 観察を行い、体調把握及び体調管理に努める。
- ・ 健康診断、バイタルサイン測定、体重測定、定期検査の結果に留意し、異常の早期発見に努める。
- ・ 服薬管理を確実にを行う。
- ・ 嘱託医等との連携を図り、適切な対応措置を行う。
- ・ ご入居者、ご家族の希望・意向を尊重し、看取りを含め適切な援助を行う。
- ・ 他職種や各部署との連絡・連携を図り統一した援助を行う。
- ・ 感染症発生時は、各部署との連絡・連携を図り、感染拡大防止に努める。  
必要に応じてマニュアルの見直し、改訂を行う。
- ・ ご入居者に対して、尊敬の念を持ち、誠実な態度、言葉づかいで接する。

### 3 職員の資質向上

- ・ 情報を共有し、継続及び統一した看護を提供するため、情報交換、意見交換を行う。
- ・ 介護計画立案に際し、医療及び看護の面から助言を行う。
- ・ 自己研修に努め、報告を行い職員間の知識向上に努める。
- ・ 挨拶を心がけ、職員間のコミュニケーションを図り発言しやすい職場環境作りに努める。

## 【栄 養 士】

### 1 基本方針

ご入居者・ご利用者の健康を維持する栄養バランスのとれた安全な食事であるとともに、ご入居者・ご利用者が食べる楽しみを感じられる家庭的で心のこもった食事の提供を目指す。

### 2 具体的内容

- ・ 他職種との連携により、ご入居者・ご利用者の状態を正確に把握し、体調に応じた適切な食事を提供する。
- ・ 本体特養・サテライト特養・グループホーム等のご入居者のニーズに沿った栄養ケア計画を作成し、計画に基づいたサービスを提供する。定期的な見直し・状態の変化による見直しの際には適切な栄養計画の変更を行う。
- ・ 栄養改善の取り組みを推進するため、個々人に応じて担当職員等と栄養ケアマネジメント、栄養スクリーニング等に関する相談や支援を行う。
- ・ 定期的に給食会議を行い、食事に関する問題点を話し合い、改善する。
- ・ 健康管理や衛生管理を徹底し、食中毒の防止に努め、安全な食事を提供する。
- ・ 給食委託会社と連携を図り、栄養バランスを考え、味付けや彩りにも考慮したより良い食事の提供を目指す。
- ・ ご入居者・ご利用者の食形態等に合わせ、なるべく多くの方にバイキングに参加していただけるよう内容を取り決め、食事を楽しんでいただく。
- ・ 季節を感じられる行事食や、喫茶サービスを定期的に行い、普段とは違う雰囲気でご飯をさせていただくことで、食べる楽しみを感じていただく。
- ・ ご入居者・ご利用者の希望を取り入れながら一緒に参加できる食事作りやおやつ作りを定期的に行い、手作りすることや出来立てを食べることを楽しんでいただく。
- ・ 本体特養に1日目・2日目、サテライト特養に3日目の非常食を常備しており、緊急時や災害時に対応できるよう事前に職員へ保管場所や使用方法を周知しておき、ご入居者・ご利用者へ迅速な非常食の提供を行う。
- ・ ご入居者・ご利用者と向き合い、いかに食事を美味しく食べていただけるか、栄養を摂取できるか、楽しんでいただけるか等を考えていきながら、管理栄養士としての資質向上を目指す。

### 3. 職員の資質向上

栄養士会主催の研修会や施設内研修等へ積極的に参加し、他施設、他職種との交流を持ち情報交換を行い、更なる知識の向上を目指す。

## 【桃山台ホームデイサービスセンター】

### 1 基本方針

- ・ご利用者、ご家族との関わりを大切にし、信頼関係の構築を図る。
- ・ご利用者が可能な限り自宅での自立した日常生活を送れるよう、機能訓練やレクリエーションの充実を図る。

### 2 具体的内容

- ・送迎時等ご家族との関わりに配慮し、話しやすい雰囲気を作る事で信頼関係を深めご利用者の細かな情報を共有できるようにし、ご利用者・ご家族に安心してご利用いただけるよう努める。
- ・意欲を持って運動していただけるように、声かけや運動内容を工夫し、レクリエーションの内容も日常生活動作が増えるような内容を検討し、生き甲斐をもって在宅生活が継続できるような計画書を作成、実施する。

### 3 主な行事予定

4月	お花見	11月	紅葉ドライブ
5月	ピクニック・ランチ外出	12月	クリスマス会
8月	夏祭り	1月	初詣・新年会
9月	敬老会	2月	節分
10月	運動会	3月	ひな祭り

### 4 職員の技術及び資質向上について

職員個々が日頃より情報の収集を行うとともに、知識・技術の向上が図れるよう、下記の項目についての研修を行う。

\*緊急時・非常災害時の対応

\*利用者の健康管理

\*プライバシーの保護

\*身体拘束廃止・高齢者虐待防止

\*感染症・食中毒の防止

\*認知症の対応

\*事故事例・再発防止

\*マニュアルの見直し

## 【グループホーム桃山台】

### 1 基本方針

- ・明るく家庭的な雰囲気を中心に、ご入居者個々の希望やペースを守りながら「その人らしく」を大切に常に寄り添い、笑顔で穏やかに安心した日々が過ごせるよう支援する。
- ・ご入居者に対し尊敬の念を忘れることなく、「グループホーム」の在り方、「認知症」を理解し、職員一人一人が専門職としての意識を高く持ち、ご入居者主体の統一した介護サービスが提供できるよう努める。

### 2 具体的内容

- ・家庭的な雰囲気環境の環境作りに努め、ご入居者同士のコミュニケーションが円滑に図れるよう、職員がご入居者の様子を観察しながら、会話等の橋渡しをすることで楽しく安心した生活が送れるように支援する。
- ・日々の生活の中で、出来ることは自身で行えるよう支援し、その他、個々にあったお手伝いを担当してもらい日課として役割を持つことで、充実した毎日を送ってもらうよう支援する。
- ・個々の生活のリズム、嗜好を大切に、ご入居者の特技、趣味（塗り絵・手芸等）を継続できるよう準備しておき、楽しい時間を過ごせるよう支援する。
- ・行事や外出企画では、ご入居者の希望を聞き、出来るだけ希望に添える企画の実施に努める。
- ・毎月共有スペースに四季に合わせて装飾を飾り、散歩も日課にすることで、施設内外で季節感を感じてもらい、気分転換も図れるように支援する。
- ・毎食前の口腔ケア体操を継続することで、嚥下機能の低下を防ぎ、散歩に行き難いご入居者の筋力の低下にも努める。
- ・毎月目標を決め「自分史ノート」を記入することで職員のコミュニケーション能力の向上を目指し、ご入居者の個々の想いや希望を引き出しケアプラン作成に繋げる。
- ・職員会議内で、ご入居者個々の認知症状・ADL 状態を理解した上で話し合い、職員全員がケアプラン内容を把握し、プランに沿って統一したサービスを行えるよう努める。
- ・日々の観察をしっかりと行い、嘱託医・かかりつけ医等との連携を図り、体調変化の早期発見に努める。
- ・ご入居者の様子は細めに面会時や電話・メールで連絡し、ご家族との信頼関係が築けるように努める。年4回グループホーム内機関紙「ピーチメール」を作成し普段のご入居者の様子を伝える。

### 3 地域との交流、連携

- ・近隣への外出や散歩等に出掛けることで地域との交流を図る。
- ・運営推進会議を隔月に開催。活動状況を報告し出席者からの意見を聞くと共に、地域住民との連携が図れるよう努める。
- ・散歩に行き難い季節に（8月・2月頃）本体特養やサテライト特養に散歩に行くようにし、他部署の職員にもご入居者の様子を把握してもらえよう努める。

#### 4 職員の技術及び資質向上について

職員会議内で認知症や専門分野に関する研修を継続し、認知症の方ではなく、その人自身を理解するため、知識向上に努める。又、不適切ケアが行われていないか話し合う場を持つことで、自身の言動・行動を見直す機会を設け、資質の向上にも努める。

#### 5 主な行事・外出

4月	お花見	8月	食事企画	12月	クリスマス会・家族会
5月	外出	9月	敬老会	1月	初詣・新年会
6月	外出	10月	外出	2月	節分
7月	七夕	11月	外出	3月	ひな祭り

\*外出：ご入居者の希望を聞き企画予定。外出を希望されない入居者がいた場合、食事企画に変更する。

\*喫茶外出：日を決めず、その日の出勤者で相談して、午後からの散歩の時間を利用して近隣の喫茶店へ出掛ける。

## 【桃山台居宅介護支援事業所】

### 1 基本方針

- ① 介護や支援が必要になった方が、その有する能力に応じて日常生活を送ることができるように、適切な介護サービスを利用できるよう支援する。
- ② 担当件数については、居宅介護支援取扱件数40件（認定調査員は20件）を目標に新規ケースの受入を積極的に行う。
- ③ 事業所内での情報の共有と連携を行い、専門的な知識の向上に取り組む。また、困難なケースにおいては、連携を図ることで早期の解決に努める。
- ④ 地域との関わりを持つように努める。
- ⑤ 認定調査を行う際には、公平かつ厳正に行い守秘義務を厳守する。

### 2 具体的内容

- ① ・アセスメントやモニタリングにおいては、ご利用者宅を訪問し、ご利用者やご家族と面談して行う。
  - ・ご利用者やご家族が抱える問題を明らかにし、解決すべき課題を抽出し、自立を支援する視点をもって支援する。
  - ・ご利用者、ご家族の生活に対する意向を十分に踏まえ居宅サービス計画を作成する。サービス事業所の選択においては、十分な情報提供の上、ご利用者が選択できるように、公正中立な立場で行う。
  - ・居宅サービス計画書の目標に沿ってサービスが提供されるようにサービス事業所との連絡調整を行い、必要に応じて見直し変更など行う。
  - ・新規ケアプランの作成時、新たな課題によりサービスの変更が必要になった場合には、サービス担当者会議を行い、多職種や主治医と連携し課題の解決の為にチームアプローチで取り組んでいく。
  - ・入退院時には、医療機関と連携し情報提供する。
- ② ・入院や施設入所などにより担当ケースの増減があるため、仕事量の状況を判断しながら新規の担当ケースを積極的に受ける。
  - ・認定調査専任者については、神戸市からの情報を基に月ごとの調査件数を把握した上で、調査に支障の無いように新規ケースを受け入れる。
- ③ ・毎朝と毎月のミーティングで情報を共有することでチームワークの向上を目指す。
  - ・研修会に積極的に参加するとともに、参加した者からの報告を受け専門知識を自ら研鑽して習得する。事業所内で、虐待、認知症、法令遵守の研修を実施する。
  - ・あんしんすこやかセンター併設の居宅介護支援事業所としての役割を認識し、困難ケースも積極的に受け入れる。関係機関、地域、あんしんすこやかセンター等と支援方法を検討し解決に向けて対応出来るようにする。
- ④ ・地域情報を収集し、関係機関等と相互の連携を高めネットワークを構築していく。
- ⑤ ・認定調査については、公正かつ的確に行う。
  - ・調査票が届き次第、調査日時の調整を行い、速やかに調査を実施する。

## 【桃山台あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）】

### 1 総合相談支援業務について

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくために、高齢者や家族、地域住民からの相談を受け、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービス、機関または制度の利用につなげていく等の支援を行う。

地域に開かれたセンターを目指し、センターの広報を継続する。

### 2 権利擁護業務について

高齢者虐待の相談窓口であること、報告義務について周知し、虐待の早期発見・防止に努める。高齢者虐待対応の手引きに沿って、全職員が迅速に対応し、センター内や関係者間で連携して早期にそして継続的に支援する。

成年後見制度の啓発を行い、職員の説明力の向上を目指す。また、地域住民への認知度を上げるよう努める。必要性を感じたケースについては勧奨し利用につなげる。消費者被害を未然に防ぐため、地域へ出向き広報を行い注意の意識を高める。関係者には、消費者被害の疑いのある情報を入手した場合にはセンターに報告してもらうよう周知する。

地域住民への広報には、寸劇を用いて視覚的に分かりやすいよう工夫する。

### 3 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

区内のセンターと協働で、関係者間の連携がより円滑に進むようネットワーク作りに取り組む。

関係機関、地域のインフォーマルサービス等の情報収集を幅広く行い、リストを作成する。情報は担当者を決め随時更新し、関係者からの問い合わせがあった際には最新の情報が提供できるようにする。

圏域全体の地域ケア会議を年2回開催し内容の充実を図り、他職種が連携できるような内容を企画・運営する。事例検討会を中心に意見交換等を行い、連携しやすい関係を構築する。更に、ベルデ名谷地域での高齢者の困りごとについてのアンケートを実施する。その後、地域ケア会議を行い、ベルデ名谷地域住民と課題を共有する。また、困難事例等があった場合には、随時必要なメンバーを招集し個別の事例検討会を開催する。

近隣のセンターと共催で、介護支援専門員対象に集いや勉強会を開催する。

介護支援専門員からの相談があれば、共に考え側面的支援を行う。

### 4 介護予防ケアマネジメント業務について

本人の生活環境・健康状態・生活機能低下リスク等を考慮した包括的なアセスメントを行う。自身でできることを活かし介護予防に取り組み、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

毎月の地域の昼食会や喫茶、老人クラブの会合等に出向き、健康寿命の延伸に向けた取り組みができる介護予防の意識づけを行う。また、認知症関連や介護予防の寸劇を行い広報啓発する。サービス未利用者で継続的なフォローが必要な方を対象に定期的に電話や訪問等でフォローすることで早期に支援に繋がるようにする。

- 5 地域支え合い活動推進事業について  
高齢者が住み慣れた地域で住民同士の見守り・支え合いができるよう、神戸市・区  
の生活支援コーディネーター等と連携を図りながら、高齢化の進む地域を中心に新  
たな友愛訪問グループの立ち上げやコミュニティ作りの支援を行う。  
また、ベルデ名谷地域の集いの場である「写経」「体操教室」の後援を行う。  
地域住民と協働して「見守り活動」から「支え合い活動」へ発展させ、高齢者がで  
きるだけ長く安心して生活できる地域づくりを目指す。
  
- 6 認知症に関する取りくみについて  
認知症サポーター養成講座を桃山台中学1年生対象・つつじが丘自治会対象・桃山  
台自治会対象・ベルデ名谷地域住民対象に開催する。また、下畑台小学校・つつじ  
が丘小学校で開催できるように働きかける。  
認知症高齢者声かけ訓練をつつじが丘（第8回）・桃山台（第5回）・ベルデ名谷（第  
1回）で実施する。  
介護リフレッシュ教室の内容や広報の仕方を工夫し、参加者の満足度アップを目指  
す。  
自助グループ（介護家族の会「息抜きタイム」）の運営・開催の後援を行う。  
神戸モデルについての広報啓発を行う。
  
- 7 民生委員等地域との連携について  
地域行事に参加するとともに、新たなコミュニティ作りの企画・運営の支援を行う。  
民生委員及び地域支援者から地域資源の情報を収集・集約し地域へ還元する。  
地域の連絡会等に参加し、高齢者の情報を収集・管理し、把握する。相談・通報に  
対しては、早期対応・早期解決に努める。  
地域ケア会議へ参加してもらい、より連携しやすい関係作りを行う。
  
- 8 医療機関との連携について  
病院（医院）・歯科・薬局等の医療機関と積極的に連携し高齢者の心身状況に合った  
支援を行う。  
地域ケア会議に医師や歯科医師、薬剤師・病院関係者・医療介護サポートセンター  
等に参加してもらい連携しやすい関係作りを行う。
  
- 9 その他関係機関との連携について  
フォーマル、インフォーマルに関係なくあらゆる機関との連携を図る。各地域のふ  
れあいのまちづくり協議会や自治会、老人会等とこれまで以上に連携を強化する。
  
- 10 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について  
適切な情報提供を行い、ご利用者及びご家族の意思を尊重し、正当な理由なく特定の  
サービス種類やサービス事業者に偏りがないように努める。  
要支援者が要介護者となり居宅介護支援事業所の選定の際には、ご利用者及びご家族  
の希望により選定してもらおう。特に希望する事業所がない場合には一覧表を提示し、  
選定してもらおう。

1 1 ベルデ名谷L S A業務について

ご入居者が自立して安全で快適な生活ができるように、生活相談や緊急時の対応等を行う。また、ご入居者が生きがいを持ち、健康増進を図れるよう、地域の集いの場への参加を支援する。

住民同士の支え合いや地域との交流ができるよう、地域づくりの支援を行う。